

社会福祉法人我孫子市社会福祉協議会役員等報酬及び費用弁償規定

(目 的)

第1条 この規定は、我孫子市社会福祉協議会の理事、監事、評議員の報酬及び旅費の支給について定めるものである。

(報 酬 等)

第2条 理事、監事、評議員が会議に出席した時は、一回につき費用弁償を3,000円支給する。

2 前項の規定にかかわらず、会長職については、月8回以上の勤務とし、その責務上報酬は月額120,000円を支給する。

3 第1項の規定にかかわらず、常務理事職については、週30時間以上の勤務とし、その職責上報酬は月額300,000円を支給する。

4 常務理事の通勤手当は、職員の例による。

5 第1項に定める会議は、理事会、評議員会に限るものとする。

6 「福祉サービスの対する苦情に関する要綱」第9条に定める第三者委員の費用弁償は、1回につき3,000円支給する。

7 前項以外の会議及び委員会に出席した時の費用弁償は一回につき3,000円支給する。

(旅 費)

第3条 理事、監事、評議員が会長の命により会議等に出席した時の宿泊費は、一泊につき15,000円とし、交通費は往復とも実費を支給するものとする。

2 前項において 公用車をしようした路線部分については、交通費は支給しないものとする。

第4条 この規定に関し、なお必要な事項、ならびにこの規定に定めのない事項で必要なことについては、会長が別に定めるところによる。

附 則

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和60年2月4日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年7月25日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年11月24日から施行する。

附 則

この規程は、昭和63年11月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年3月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程の第2条第1項及び第7項については、平成29年1月17日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。